

保養の意義を確認し、保養の制度化・公的支援を求めていこう 

原発事故 8 年目にして、初めて「保養」についてまとめた本が出版された。著者の疋田さんはリフレッシュサポートの代表で、保養キャンプの主催、現地での相談会開催、支援情報の提供、保養実態調査、避難者支援、支援の全国ネットワークの運営などを担ってきた人である。本は 120 人もの声を集め、当事者の目線で語られている。この本を書くきっかけは全国紙に「心のケア」として紹介された記事がネットに転載され、「保養は福島差別だ」と断じるような中傷メールがたくさん来たことだという。少数者によるものかもしれないが、「保養を語れないのは何故か」「日本ではなぜ民間で保養しなければならなくなったのか」などを解きほぐす作業が必要だと考えたそうである。

保養とは何かに始まり、保養参加者、保養支援者、保養の課題、制度と権利、差別や分断、子どもたちの声と多面的に保養の全体像を描いている。特に差別や分断の章では水俣病や四日市喘息と闘い続ける人の話があり、女性差別についても述べられている。保養の相談者の 9 割が女性であり、避難・在住の決定権や家計の担い手は男性であることが多いという中で、母親が不安を募らせている実態が見える。市役所に女性が相談に行くと女のヒステリーと言われるが、男性が行くと対応が異なるといった例も挙げられている。

チェルノブイリでは国の制度としてある「子どもの保養」が日本では権利ではなく、民間任せで形式的には慈善活動として行われてきた。希望者数に対し受け入れが足りず、7 年目にやっと保養に参加できたという人もいて、保養希望者が減っているわけではない。①事故後妊娠出産して気になり始めた ②知人が甲状腺がんになった ③除染作業で被ばく量が増えた ④住宅打ち切り後帰還したが長期休みには離れたい等新たなニーズもある。

2012 年成立の「子ども被災者支援法」には「被ばくを避ける権利」が示され、当初は政府も子どもたちの「保養や自然体験活動」を支援する態度を示していた。ところが、2014 年度以降「保養」の言葉は消え、活動日は限定され、申請は福島県内教育関係団体に限られ、2017 年には援助額が大幅に減額された。これに対し、当事者団体、保養支援団体 108 団体で政府に「保養の公的支援を求める要望」を提出した。しかし、回答は「保養を扱う部署がない」というすごいものだった。疋田さんは隠れて保養に参加せざるを得ない状況は、支援法が目指す「被ばくを避ける権利」が確立されてないところに原因があるのではないかという。

保養受け入れが厳しくなっている主な原因は、人手と資金不足である。保養の構造的な問題として①欧米に比べ日本は寄付金が少ない文化であること ②日本の社会貢献活動が、主として無償または低賃金の従事者を頼りにして成り立ってきたこと ③保養が原発事故に関わるため「政治的」とみなされやすく、行政の補助金を受けにくい分野であることがあげられている。

保養は避難か在住（帰還）かではなく、追加被ばくを逃れたい人のための第 3 の道として、保障されなければならない。傷ついた心を癒やす「保養」の取り組みさえバッシングされる厳しい状況はあるが、原発事故により不当な被害を押し付けられた人々の権利回復のために、国による保養も含めたきめ細やかな支援や対策を求めていきたい。この本はその一助となるだろう。